

平成 30 年 第 7 回農業委員会総会 議事録

日時：平成 30 年 7 月 10 日(火) 13：30～15：40

場所：菊池市役所 2 階 204 号会議室

1. 招集者：菊池市農業委員会会長 丸山利明

2. 出欠状況：出席委員 18 名／19 名

3. 出席委員名簿

農業委員（ 欠 席 ）

1 番 工藤清子委員 2 番 永田孝子委員 3 番 歌丸研一委員 4 番 工藤真理子委員
5 番 榎田實委員 6 番 緒方哲郎委員 7 番 永田正一郎委員 8 番 坂田貞志委員
9 番 右田博昭委員 10 番 右田正臣委員 高山悦子委員 12 番 松永孝志委員 13 番
緒方啓一委員 14 番 丸山利明委員 15 番 荒木孝子委員 16 番 水上義夫委員 17
番 川口毅憲委員 18 番 守塚伸二委員 19 番 高木洋一委員

事務局職員

（本 庁）坂本高秀、高野美由紀、望月睦美、城栄太郎、近藤孝雄

（七城分室）小林政純

（旭志分室）下川利治

（泗水分室）角田公秀

4. 会議

開 会

【事務局長】

時間になりましたので全員ご起立をお願いします「皆様、こんにちは」ご着席下さい。
本日は議席番号 18 番守塚伸二委員から欠席の届出があっております。只今の出席者数は
18 名です。定足数に達しておりますので只今から平成 30 年第 7 回農業委員会を開催しま
す。

本日の審議事項はお手元の議案書のとおりです。慎重にご審議賜りますようよろしくお願
いします。

それでは最初に丸山会長からご挨拶を頂きました後、議事録署名者の指名・又、議事の
進行の方よろしくお願います。

(1) 会長挨拶

【会 長】

改めましてこんにちは。先日の大雨で中国、近畿、四国あたりでは甚大な被害があり、
死者あたりもでております。亡くなられた方には心よりご冥福をお祈り申し上げ、一日
も早い復興と復旧を祈るところでございます。私たち農業委員会におきましても 4 条、
5 条の申請につきまして申請者さんと信頼関係のもと、農業委員会としての意見を県の

方に進達しておりますが、私たちの任期中もですが以前からの申請につきまして未着工の案件が多々あります。そのような中で今回も1件、前の申請が達成に至っていないということでどうしようかということをおとらと相談しながら、現地調査当日まで審議いたしました結果、何とかおとらから本日の案件としてあげてもいいですよというおとら返事を頂きました。こういったおとらは、事務局としおとらしてもどこが未着工でどういった内容になっているのかというきちつとした把握はおとらと連絡を取りながらきちつとやっおとらいかなければ、あげていい案件かあげて悪いのかおとらら農業委員会では決定できませんので、それに従ってない案件につきおとらしては、きちつとそれに達するようご指導をお願おとらいします。本日の案件は第1号から第11号、報告案件2件となっおとらております。皆様の慎重なご審議と活発なご意見をお願おとらしいたしおとらして挨拶といたしおとらします。それでは議事録署名人を指名致しおとらします。菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきおとらして、議席番号7番永田正一郎委員と8番の坂田貞志委員を指名おとらしいたしおとらします。宜しくお願おとらしいたしおとらします。

5. 議案審議

(1) 第1号 農業委員会活動の点検・評価及び計画について

【会 長】

それでは案件に入っおとらてまいります。

まず、議案第1号を上程おとらしいたしおとらしますので事務局より議案の説明をお願おとらしいたしおとらします。

【事務局長】

議案第1号、農業委員会活動の点検・評価及び計画についてでございます。

議案書の1頁をお願おとらいします。農業委員会活動の点検・評価及び計画について、別紙のおとらとおりご審議のおとらうえ委員会の意見を決定するおとらものです。この議案につきおとらしては、平成28年3月4日付け(27経営第2933号)農水省経営局農地政策課長通知による「農業委員会事務の実施状況の公表について」に基づき、前年度の活動の点検・評価及び本年度の目標及びその達成に向けた活動計画を策定し、公表することが義務付けられているおとらため、委員会の意見を決定するおとらものです。内容についてご説明おとらしいたしおとらしますので、説明後ご審議方よろしくお願おとらしいたしおとらします。

まず、別紙平成29年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価についてです。議案書の2頁をご覧ください。農業委員会の状況について昨年29年度に計画を立てておとらります。その29年度計画に対する目標を定めておとらいるがその達成が出来るかどうかというところを点検・評価するおとらいうところでおとら実績を書いておとらあります。2頁のほうは農業委員会の状況とのおとらいうところでおとら菊池市の農業の概要、農業委員会現在の体制人数を記載しておとらあります。続きおとらして、3頁を開いておとら下さい。3頁からは一応それぞれのおとら目標と実績を載せておとらあります。まず、3頁は担い手の農地の利用集積集約化というおとらことで現状及び課題から29年度の目標、及びそれに対する実績3、4で目標の達成に向けた活動を行ったか、それとそれに対する評価というところでおとら記載をされておとらあります。農地の利用集積・集約については、管内の農地面積5,950haに対しておとらしてこれまでの集積面積3,216haというおとらことで集積率が54%というおとらのが現状になっておとらいます。

す。ここは集積面積について前年度3, 216haが一部農業委員会に届け出られていない面積が含まれておりましたので、本年度はそこを除外したところで集積面積を実績で修正しております。3, 216haが3, 045haということで下がっておりますが、これについては農業委員会に届け出られていない面積が含まれており、今回ここを台帳のほうと照合しまして面積の方を修正しています。それと4点につきましては新規就農者の状況ですけれどもこれについては27年度から29年度の実績等を記載しております。2番は目標に対する実績ということで、これは目標どおり10経営体が新規就農で参入していったということになっております。3番は目標の達成に向けた活動実績を記載しております。続きまして5点をお願いします。遊休農地に関する措置の評価、これは耕作放棄地関係となります。これにつきましては、現在菊池市管内では遊休農地率としては0.38%ということで国に報告している数字になっております。最終目標5haに対し実績としては0.3haしかできてないということで達成は0ということになっています。6点違反転用の対応について記載しておりますが現在県に報告しています違反転用につきましては0となっております。続きまして7点については、農地法3条・4条・5条等の審査を行っておりますが、その処理件数の実績を掲げております。8点農地所有適格法人の報告への対応について記載しています。農地所有適格法人につきましては、農地を所有できる農業法人が現在菊池市で55法人あります。これについては毎年1回農業委員会に状況報告をするようになっております。ただここにありますように今のところ全法人から出ていない状況ですので、今後とも督促等通じて必ず出して頂くよう指導したいと思っております。9点については、農業委員会活動に対しまして地域農業者から要望や意見があればここに記載することになっております。本年度につきましては要望、意見はございませんでしたので、なしと記載されております。それと事務の実施状況につきましては、菊池市のホームページに公表しております。続きまして10ページになります。平成30年度、本年度からの目標及び達成に向けた活動計画ということで今年度の目標数字を掲げております。10点については農業委員会の状況を書いております。11点以降は先ほどありました新規参入、遊休農地、違反転用の目標面積をそれぞれ記載しております。

【会 長】

事務局より、農業委員会の点検、活動、評価について説明が終わりましたがこの件につきましてなにかお尋ねご意見等がございましたらお受けいたします。

【川口毅憲委員】

17番川口ですけど8点の農地所有適格法人の報告についてというところで報告をしてない法人がいるということで、要件を確保する側の農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数がゼロということですが、報告がないのにゼロというのはどういうことでしょうか。何か問題はないのでしょうか。

【事務局長】

はい。只今のご質問ですけれども昨年が最終的に報告書を提出しなかった法人が15法人で、今言われました勧告した農地所有適格法人数がなんでゼロなのかというところで

すけども、毎年状況報告書に基づき要件確認の審査をして、要件を満たさなくなるおそれがある法人については、必要な措置をとるべきことを勧告できますが、今のところ出ていない法人については要件が確認できていないということで、ゼロということであげております。報告書を提出しない場合は、罰則規定もございましてその辺も周知しながら指導していきたいと思っております。それと農地所有適格法人につきましては、議案にも法人の設立と合わせて法人が農地を取得する案件がでてきます。一応そこで審査して取得要件を満たす法人であれば適格法人として認定しているところですので、まず最初に認定した時に必ず報告して頂くよう指導するよう今後は考えていきたいと思っております。

【川口毅憲委員】

報告書を出しとらんだったら取り消しにはならないんですか。

【事務局長】

農地所有適格法人の要件を満たさなくなった場合には、農業委員会はその法人が所有している農地を他の認定農業者なり法人なりに売り渡すよう斡旋することが出来ます。そういうことで最終的にはその適格法人の資格がなくなるというふうにはなります。

【会 長】

川口委員今のでよろしいですか。報告書を提出していない法人が15くらいあるということですので、農地取得辺りに手を上げられた時に、先程4条、5条の話をしましたけどそういったことでまた罰則もなにもないということで、その時は許可要件として満たすことがあれば非常に農業委員会としても取り扱いにくい案件になってきますので、農業委員さん辺りに地元の法人さん辺りを公表して頂いて、なるだけ協力して頂くような形をとってもらおうと言うことは出来ますか。

【事務局長】

はい。今会長から申されたように事務局ばかり対応して督促とか連絡とかしていますが出ていない状況もありますので、会長からもご助言がありましたので、今後各地区宜しくお願いしたいと思います。本年度につきましては委員さんのご協力宜しくお願いします。

【会 長】

はい。工藤委員

【工藤清子委員】

1番の工藤です。今川口委員が言われたのもう一つ、10ページですが4月1日現在ということですが農業委員さんの高木さんも7月1日からということですが、実際には全員で19名ですのでここは19名にして頂けないでしょうか。

【事務局長】

この2の体制のところの実数の19名というところですね。こっちが4月1日時点ということですので記載のとおり18名で了解願います。言われていることは重々わかります。記載要領で一応実数となっておりますので、来年はもちろん19名になりますので宜しくお願いします。

【工藤清子委員】

分かりますが。

【事務局長】

県にも4月1日現在で報告し、公表することになりますので今回は申し訳ありませんが宜しくお願いします。

【川口毅憲委員】

農業委員数の内訳が合っていないように思いますがいかがでしょうか。

【会 長】

確認のため休憩を取ります。

【会 長】

それでは審議を再開します。

【事務局長】

すみません。ここは私が勘違いしていました。農業委員数は18名この中身は18名の内訳と言うわけではなく認定農業者何名ですか、女性は何名ですかということですのでここは18名の内訳ではないので合う必要はないということです。すみません私のほうが勘違いしていました。申し訳ありませんでした。

【会 長】

他にございませんか。

意見もないようですので承認することにご異議ございませんか。

～異議なし～

それでは、農業委員会活動の点検・評価及び計画につきましては、承認することに決定いたします。

(2) 議案第2号 菊池市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

【会 長】

次に議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局長】

議案第2号菊池市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてです。議案書13頁をお願いします。菊池市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、別紙のとおり審議のうえ委員会の意見を決定するものです。指針につきましては、農業委員会法第7条により農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標、その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法について指針を定めるように努めなければならないと規定をされております。この指針につきましては、推進委員との合同会議を開催させて頂いた時に一応趣旨はご説明させて頂いておりますが、指針を策定しないと国からの活動交付金ですね、その交付金の対象とならないということで今回定めるものです。内容については、いつも説明のときに言っております法改正に伴って農業委員会の体制が強化されたというこ

と、事務の権限が強化されたということで①遊休農地の発生防止・解消について、②担い手の農地利用の集積・集約化について、③新規参入の促進ということでこの3つが農業委員会の活動の柱となりますということで法が改正されております。ですからそれに基づいて具体的に目標の数字を掲げた指針を作りなさいということで今回策定案を上程しております。内容について先程言いました3つについて、一応現況の面積とそれに対する目標面積ということで掲げさせて頂いております。遊休農地解消目標については、あくまでも0ということで掲げさせて頂いておりますので現実的にはいかなものかというところの意見もあるかと思いますが、目標としては0と言う風なところで掲げさせて頂いております。それと集積・集約化につきましても現在51.3%目標の36年3月には80%を目標としているところですので。それと新規参入者につきましては、一応個人と法人に分けて書くようになってはいますが、それは各年度一年間で個人としては10人を目標として新規参入者、新規就農者の目標を掲げております。それと法人につきましても実際法人の方が既存の家族経営が法人化するのにはありますが新たに新規で法人が参入してくるのは実績がありませんので、目標としては各年度1法人ずつとして目標として掲げさせて頂いております。後はそれに目標達成に向けた農業委員会とか、市、各県関係団体との連携等について具体的な推進方法について記載させて頂いております。あとはご質問があればその中で受けたいと思いますので。宜しくお願いします

【会 長】

菊池市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。はいどうぞ。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。新規参入についてなんですけど農家の跡継ぎの人ですよ、義理の息子なりそういう後継者に対する推進とかそういうのはないのでしょうか。

【事務局長】

今、永田委員のご質問なんですけどもいわゆる家族の後継者ですよ、今回のこの指針につきましては、新規参入者について定義がありまして、親元就農の後継者については入れないということになっています。これはあくまでも農業をやったことがない人が新規に農業を始めたという方についての目標ということで掲げさせて頂いております。それと別に親元就農等の後継者育成ですね。こちらについても当然市も含めたところの全体の課題でございますので、親元での後継者についても今までどおり当然、農業委員会として指針の目標ではありませんけれども、別に目標を定めて確保していく必要があると思いますのでちょっと別個に考えて頂きたいと思います。

【会 長】

他にはございませんか

意見もないようですので承認することにご異議ございませんか。

～異議なし～

それでは、菊池市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、承認することに決定いたします。

(3) 議案第3号新規就農について

【会 長】

次に議案第3号上程いたします。事務局から議案の説明をお願いいたします。

【事務局長】

議案第3号 新規就農についてでございます。

議案書の19頁をお願いします。今回新規就農につきましては20頁21頁に掲載しております農業計画書の中で申請者の住所・氏名申請の理由、過去の農業従事状況、取得予定候補地における事業計画、概ね5年の経営面積、家族の農業従事状況、農業用機械保有状況等々につきましては議案書記載のとおりでございます。内容については先般、新規就農者と面接を行なっていますので担当農業委員の歌丸委員より補足説明をお願いします。

【歌丸研一委員】

3番歌丸です。6月27日に市役所で丸山会長、藤本委員、事務局、申請者の面談を行ないました。申請者は有限会社砦農園で15年以上農作業に従事されています。今回の申請理由にあるとおり、自分名義の農地で大豆を栽培し農業経営を行なう為の申請です。以上のことにより何ら問題ないと思います。皆様のご審議を宜しく申し上げます。

【会 長】

ただ今、新規就農につきまして事務局、担当委員さんからの説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

【会 長】

意見もないようですので、新規就農につきまして承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

はい、それでは新規就農として承認することに決定いたします。

(4) 議案第4号 買受適格証明願いについて

【会 長】

次に議案第4号条上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局長】

議案第4号 買受適格証明願いについてです。

議案書22頁をお願いします。平成30年、競売公告に付されました別紙農地につきまして、買受適格証明願いが提出されましたので、適格者としての適否をご審議の上、委員会の意見を決定し、適格証明書の交付を決定いただくものです。又、公売の結果、最高価買受人又は、次順位買受申出人となり、開札調書謄本を持参した者が、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を提出している場合は、許可指令書の交付の決定をいた

だくものでございます。

23 頁をお願いします。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、買い受け予定者の住所・氏名、買い受け予定者の目的につきましては、議案書記載のとおりです。

後ほど、議案第 5 号農地法 3 条の所有権移転に出て来ますので、詳細はその時に説明があるものと思います。

担当の 12 番松永委員よりご意見をお願いいたします。

【松永孝志委員】

議席番号 12 番の松永です。酪農をされています。適格と判断しますが、皆様方のご意見をお願いします。

【会 長】

只今、「買受適格証明願い」につきまして、事務局、担当委員さんからの説明がございましたが、この件について何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

～意見無し～

意見もないようですので、「買受適格証明願い」につきまして、承認することにご異議ございませんか。

～異議なしと発言～

それでは、買受適格証明願いについては、承認することに決定いたします。

(5) 議案第 5 号 農地法第 3 条許可申請について

【会 長】

次に議案第 5 号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局長】

議案第 5 号農地法第 3 条許可申請についてです。

議案書の 24 頁をお願いします。農地法第 3 条第 1 項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものについては許可指令書を交付するものです。

案件は、所有権移転が 9 件、賃貸借権設定 2 件、使用貸借権設定 6 件です。

詳細につきましては、担当より説明いたさせますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

【会 長】

それでは、所有権移転の 1 番につきまして説明をお願いいたします。

【事務局】

25 頁をお願いします。今月の全ての案件は農地法第 3 条第 2 項に該当しないので、許可要件を全て満たしていると考えられます。

1 番です。譲渡し人、譲り受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

1 番につきましては、私の担当ですので意見を述べたいと思います。14 番の丸山です。譲渡し人、譲り受け人さんは親子でありまして、農業者年金受給の設定をしまして所有権移転がまだ出来ていないということの申請でございます。何ら問題ないと思っております。皆様のご審議よろしく申し上げます。

【会 長】

次に 2 番をお願いいたします。

【事務局】

2 番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載の通りです。

【会 長】

2 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【緒方啓一委員】

13 番の緒方です。この案件の譲り受け人は、4 年前に新規就農で来られて土地を借り受けて営農をされておりましたが、今回この土地を買ってくれと要望もありましてこの借り受けたものを所有権移転に変えたものでございます。夫婦で頑張っておられます。なんら問題ないと思います。ご審議宜しく申し上げます。

【会 長】

次に 3 番をお願いいたします。

【事務局】

3 番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

3 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【歌丸研一委員】

3 番の歌丸です。譲受け人さんの要望で譲り渡し人さんとの話がまとまりました。譲受け人は新規就農者でもあり意欲もあります。取得した農地には大豆を作付けされる予定です。何ら問題無いと思われまます。皆様のご審議よろしく申し上げます

【会 長】

次に、4 番から 6 番につきましては、関連がありますので一括で説明をお願いいたします。

【事務局】

25 号、26 号をお願いします。4 番、5 番、6 番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

4番、5番、6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【歌丸研一委員】

3番の歌丸です。譲渡し人と譲受け人は兄弟です。譲り受け人さんは土木建設業の会社役員ですが自分の農地で水稲と麦を栽培されております。今回譲り受け人さんの要望で話がまとまりました。今後この農地で大豆を作付けされます。5番、6番についても譲り受け人さんの要望で話しがまとまりました。この農地も大豆を作付けされる予定です。何ら問題無いと思われまます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

【会 長】

次に、7番をお願いいたします。

【事務局】

7番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【松永孝志委員】

12番の松永です。この案件は先程の買受適格証明願いの方で何ら問題無いと思ひます。ご審議をよろしく申し上げます。

【会 長】

次に8番をお願いいたします。

【事務局】

8番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【工藤真理子委員】

4番の工藤です。譲渡し人と譲受け人は親子で母から子への贈与になっております。息子さんは会社を退職され野菜や小豆を作ると張り切っておられました。なんら問題無いと思ひますのでよろしく申し上げます。

【会 長】

次に9番をお願いいたします。

【事務局】

9番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【右田正臣委員】

10番の右田です。譲渡し人と譲受け人双方合意のうえの売買でございます。譲り受け人さんは会社を早期退職し農業をされております。なんら問題無いと思っておりますのでよろしく申し上げます。

【会 長】

次に賃貸借権設定の1番、2番については関連がありますので一括で説明をお願いいたします。

【事務局】

27号をお願いします。1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番、2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【工藤真理子委員】

4番の工藤です。貸付人さんは以前から隣接の方と貸借権を設定されていましたが今回同じ地区の近くの方と賃借の話がまとまったようです。1番の方は会社を退職され熱心に米作りをされております。2番の方は専業農家です。何ら問題は無いと思っておりますのでよろしく申し上げます。

【会 長】

次に使用貸借権設定の1番について説明をお願いいたします。

【事務局】

28号から30号をお願いします。1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番につきまして、私の担当ですので説明いたします。14番の丸山です。貸付人、借受人は親子関係です。農業者年金受給に伴う再設定ですので何ら問題ないと思われまますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

【会 長】

次に2番をお願いいたします。

【事務局】

30号をお願いします。2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【緒方啓一委員】

13番の緒方です。これは農業者年金経営移譲により期間10年で、父から子への再設定です。現場を推進委員さんと回りましたがだいぶ筆数が多く大変でしたがしっかり管理されておりました。何ら問題は無いと思います。ご審議よろしく申し上げます。

【会 長】

次に3番をお願いいたします。

【事務局】

33号をお願いします。3番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【緒方啓一委員】

13番の緒方です。これも父から子への農業者年金経営移譲による再設定でございます。これも会社の経営をしながらも農業を頑張っておられる方で何ら問題はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【会 長】

次に4番をお願いいたします。

【事務局】

34号をお願いします。4番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【緒方啓一委員】

13番の緒方です。これも同じく父から娘さんへ農業者年金経営移譲による再設定でございます。畑であった現地はほとんど柿と栗が植えてあり下刈りも綺麗にしてありました。何ら問題はないと思いますがよろしく申し上げます。

【会 長】

次に5番をお願いします。

【事務局】

35号をお願いします。5番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については議案書記載のとおりです。

【会 長】

担当委員さんの意見をお願いします。

【永田正一郎委員】

7番永田です。農業者年金経営移譲による再設定になっております。借受人の子供さ

んは早期退職されて農業に本格的に従事されております。家族内における家族協定も結ばれており今後農業で頑張りたいと言っておられます。宜しくお願いします。

【会 長】

次に6番をお願いします。

【事務局】

36㊦をお願いします。6番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については議案書記載のとおりです。

【会 長】

6番につきまして担当委員さんの意見ををお願いします。

【水上義夫委員】

16番水上です。これも農業者年金経営移譲による再設定です。貸付人、借受人は親子で何ら問題ないと思います。宜しくお願いします。

【会 長】

ただいま農地法第3条に関する許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんからの説明がございましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

【高山悦子委員】

11番の高山です。すみません、お尋ねなんですが25㊦の3番の案件なんですが、譲り受け人の耕作面積が記載されていないというのはこれは先程新規就農者ということでもともと今まで耕作面積が無かったということで書いてないんじゃないかと思うんですけど、それで間違いはないのかどうかという事と、この方新規就農者の家族数のところは6人と記載されていますが、家族全員のことですか。

【事務局】

耕作面積については、新規就農ということで世帯の方にも農地の面積がありませんでしたのでこちらの方にも記載しておりません。家族につきましてはこちらの議案書に出ている人数と言うのは世帯の人数になっております。農業される方はお一人なんですけども世帯の人数と言うことで6名と記載しております。

【高山悦子委員】

ありがとうございます。そうしますと21㊦の家族というのは就農される方を基本的に書くと言う風になっているのですね。

【事務局】

新規就農の方を含めて同じ経営で農業をされる方をこちらは記入をして頂いており

ます。

【高山悦子委員】

そうすると 21 頁の家族というのは、家族で農業をされている方を書くのでこちらの 25 頁の方は家族の人数を書くという事なんですかね。

【事務局】

そうですね、先程も担当の者が申しました様にあくまで 25 頁のところは家族の世帯としてだしているのでも少し記載の違いが出てくるかと思えます。

【高山悦子委員】

それでもともと聞きたかった質問に入るのですが、これ家族数というのがずっと書かれていて、家族数というには何かに影響するから書いてあるんでしょうか。わざわざ家族と書いてあるのを当初、わたしは見ててちゃんと家族がいて一緒にちゃんとやってくれるよと言う意味で書かれているのかなあと私は理解していたんですけど。中には 1 と言うところもあってあまり家族数と言うのはあまり関係ないのかなと思っているんですけどなんかこれはこういう観点から変えてますよというのはあるんですか。

【事務局（近藤農地アドバイザー）】

25 頁のところはですね、実際農業に従事するのを中心に書くべきところだと思います単に家族の数字をちょっと掲載するというのは適切ではないと思いますのでそれは改めます。

【事務局】

これにつきましては議案書もシステムから出しているものですからシステム上家族数がおそらく全世帯の人数が出るように今なっていますので、近藤のうちアドバイザーが言ったように農業従事者数というところで人数のほうは記載していきたいと思えます。

【高山悦子委員】

ありがとうございます。すみません、要望ばかりなんですけどパッと見た時にすごく内容からついでもう一つ合意検討してあげたいのは、先程の 25 頁の 3 番の方で耕作面積が空欄になっているところが、またちょうど新規就農者なんでだろうという風に理解したんですけど出来ればゼロかなんか書いて頂いた方がなんか記載漏れかなんかそれとも、どうなのかパッと一覧した時に思いました。

【事務局】

そこはまさにご指摘のとおりだと思います。記載漏れとの区別がつきませんのでそこ

はゼロというところで今後入れたいと思います。

【会 長】

他にございませんか

意見がないようなので許可することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、許可することに決定いたします。

(6) 議案第6号 農地法第4条許可申請について

【会 長】

次に、議案第6号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局長】

議案第6号 農地法第4条許可申請についてです。

38頁をお願いします。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上委員会のご意見を決定いただくものです。今回案件は、2件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いします。

【会 長】

1番について説明をお願いいたします。

【事務局】

39頁をご覧ください。番号1番です。申請人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、施設の概要についてはそれぞれ議案書記載のとおりです。農地区分につきましては都市計画法の用途区域内である第3種農地です。位置図についてはスクリーンをご覧ください。

【会 長】

1番につきまして、担当委員さん意見ををお願いいたします。

【緒方哲郎委員】

6番緒方です。7月6日に現地調査を行いました。現地は国道325号線を大津の方から戸崎を過ぎまして北宮の交差点が、この図でいきますと申請地の右手の道路下の方にずっと行くと325号線と交わるところが北宮の交差点になります。ロッキーと書いてある右側、大きな交差点が大淋寺の交差点です。ソフトバンクとかガソリンスタンドとかコンビニがあるところです。申請地は、325号側には居酒屋の華華とかコーヒー専門店があるところの裏手になるところです。申請地の北側は住宅になっております。また、東側は道路が通っておりまして西側と南側が田んぼになっております。申請人は、会社の方を退職されまして現在は熊本市のアパートに住まわれておりますけれども、出身が菊池の方ということで親さんから相続された自分の土地に家を建てて、最後までここで暮らしたいというご希望でこの土地を選定されたようでございます。転用目的、施設の概要等は議案書のとおりです。給排水計画は、給水は市の上水道に接続、排水、汚水、

雑排水は市の下水道に接続、雨水につきましては、浸透枘を設置するという事でそのオーバーフロー分につきましては、隣接する側溝へ流すということです。これに関しましては築地井出の排水承諾書が添付されています。被害防除計画に対しましては、隣接農地の位置関係から日照不足の被害はないと思われませんが造成中、完成後に万が一苦情が出ましたら当方で責任を持って対処するということでした。また、隣接の同意書も添付されていることから転用やむなしと考えます。ご審議方お願いします。

【会 長】

次に2番をお願いします。

【事務局】

2番です。申請人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要についてはそれぞれ議案書記載のとおりです。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地です。位置図についてはスクリーンをご覧ください。

【会 長】

2番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【右田博昭】

9番の右田です。申請地は、国道387号線沿いの城北自動車学校から南東へ200mくらいの位置にある第2種農地です。近隣は、最近宅地化されておりその西側にはいこいの森公園、その周回の道路が隣接しておりまして申請人さんのいとこ娘夫婦や自分の娘夫婦が新築を計画されておりまして居宅3区画と自己倉庫の進入路としまして築造されるものです。近隣に農地は無く転用は問題ないと思います。よろしくをお願いします。

【会 長】

農地法第4条の許可申請につきまして、事務局各担当委員さんからの説明が終わりまりましたがこの件についてなにかご意見、おたずねがあればお受けします。意見もないようなので承認し許可相当の意見をして県知事に進達することにご異議ございませんか

～異議なしの発言～

はい。それでは許可相当の意見を付して県に進達することに決定いたします。

(7) 議案第7号 事業計画変更について

【会 長】

次に、議案第7号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案第7号 事業計画変更についてです。

40分をお願いします。農地法第5条第1項の規定に基づく許可案件について、別紙のとおり事業計画変更申請書の提出がありましたので、ご審議の上委員会のご意見を決定いただくものです。今回案件は、1件です。詳細につきましては、担当より説明いたし

ますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

【事務局】

41 ページをご覧ください。1 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、土地の所有者、当初転用者、承継者につきまして議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、上下水道がある沿道区域内で500m以内に吉富保育園ともとだ歯科がある第3種農地になります。本案件につきましては、平成30年2月に許可をうけた案件で幼児の遊場等の面積の変更、遊歩道の追加をするものです。変更の内容につきましては今回別紙で配布をしております。議案第7号の事業計画の変更の内訳をご覧ください。事業面積、資金面におきましては変更ございません。また、現在の実施状況としましては変更後の事業が既に実施されていたため顛末書を添付しております。転用につきまして始末書と顛末書の違いということですが、始末書は、反省や謝罪を表す文章でございまして、顛末書というものはトラブルやミスの一部始終を報告する書類となっております。場所等につきましてはスクリーンをご覧ください。

【会 長】

1 番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【川口毅憲委員】

17 番の川口です。7月6日に現地調査を行ないましたが、只今の事務局からの説明のとおりですのであえて説明することはございませんが、説明した方が良いですかね。平成30年2月の総会にはかられました事業計画の変更となっております。該当する場所は泗水町豊水内の国道387号から県道鹿本線に入った吉富保育園付近の住宅地内にございます。計画の変更、全体面積の変更もありません。変更点につきましては駐車場台数と通路の縮小、幼児の遊び場、食育農場の拡張、遊歩道の新設となっております。駐車場台数の確保におきましては、幼児遊び場の使用時に駐車場として使用できるようにしてあります。計画変更の理由につきましては、保育園の乳幼児が土、草花、虫などの自然に関わることができるスペースをより広く確保し、地域においても地域行事の有効利用として公共性を持たせ保育園の地域貢献の為にとなっております。現地の状況としては、計画全体面積に変更が無かった為完工してありますが、事前に変更処理申請が必要だった為に先ほどの説明のとおり顛末書が提出してあります。その他については変更はありませんので特に問題はないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

【会 長】

只今、事業計画変更につきまして事務局、担当委員さんから説明がございましたがこの件につきまして何かおたずね、ご意見等ございましたらお受けいたします。意見も無いようですので許可することにご異議ございませんか

～異議なしの発言～

はい。それでは許可することに決定します。

(8) 議案第8号 農地法第5条許可申請について

【会 長】

次に、議案第8号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案第8号 農地法第5条許可申請についてです。

42頁をお願いします。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上委員会のご意見を決定いただくものです。今回案件は、所有権移転2件、賃貸借権設定1件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いします。

【会 長】

それでは所有権移転の1番について、説明をお願いします。

【事務局】

43ページをご覧ください。所有権移転1番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、農用地区域内の農地で農業用施設に用途区分してある農地となります。

【会 長】

1番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【荒木孝子委員】

15番の荒木です。申請地は、温泉ドームより東へ2キロぐらいのところにあります。申請者は、認定農家でありますし稲作を手広くやっておられて年々とまた耕作面積が増えているようです。今まで自宅にほとんどの農業機械を置いて乾燥や精米をやっておられましたけれども、近隣の方に迷惑をかけるということで移転を考えられました。自宅の近くに適当な土地があつて地主さんとの話し合いもうまくいき移転をされることになりました。この写真のように申請地の隣の方に倉庫のような物が見えますがこれも今、申請人さんが農業用倉庫として使っています。今度の所も農作業場兼農業機械倉庫ということで問題ないと思います。雨水は、集水枡へ集水し既設の排水路へ流します。生活雑排水とか汚水は発生しません。隣接の方から承諾書もとってありますし、排水の同意書もとってありますので何ら問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

【会 長】

次に2番をお願いします。

【事務局】

2番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内にある第2種農地となります。

【会 長】

2番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【右田博昭委員】

9番の右田です。申請地は先程4条に出てきました土地の隣です。国道387号線沿いの城北自動車学校から南東へ200m位のところです。譲受け人さんは、現在近くのアパートに居住されておられ妻と子供3人、将来の生活設計を考えて手狭になったために新築されるものです。申請地は、父親のいとこの所有で話が早くまとまり、また両親の住居から50mくらいの所で近く、周囲は公園や保育園、子供の教育環境も整備されており最近住宅化が進んでいるところです。給排水計画は、給水は市の水道を利用し、雨水は隣接道路側溝に排水するということです。雑排水は市の下水道に接続し処理されます。事業計画、資金計画にも問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

【会 長】

次に、賃貸借権設定の1番について説明をお願いします。

【事務局】

44ページをご覧ください。賃貸借権設定1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則不許可の案件ですが、例外規定である農畜産物処理加工施設に該当する為転用可能です。また、こちらの案件としましては借受け人さんが平成30年4月に今回の農畜産物処理加工施設を目的として農地転用の相談がありました。今回の借受け人の方は以前、平成23年に別の場所に豚舎と駐車場などの建設を目的とする農地法の第5条の農地転用の許可について、我々の方で進捗率を調べたところ、平成28年の熊本地震の前まで豚舎の部分も存在しその後駐車場部分も一部工事が進んだことから現在進捗率は90%となっております。今日配布した中の(参考)農地転用の一般基準というものをご覧ください。今回の案件は①の農地転用の行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められない場合、こちらが今回審査する要件となります。次のページをご覧ください。今回必要な資力が認められない場合、先程の丸が付いていた内容の説明と致しましては農地転用の行為を行うのを確実に履行していく為に必要な申請者に対する信用の見込みが取れない場合を言います。次にCをご覧ください。過去に転用許可を受けたが、特別な理由もなく農地転用の行為を実行していない者転用者として、新たな農地転用の許可の申請を行なった場合についての審査基準として、進捗状況報告により正当な理由無く工事計画の過半について完了してない場合等は新たな農地転用についてその確実性は極めて乏しいと判断できると書いてあります。これにつきましてお話に戻ります。今回の案件は過去に許可した事業がまだ完了していないので、農業委員会事務局の方から県に新たな許可申請の取り扱いについて相談したところ、農地転用の要件の一つ、先程の信用があるの判断として過去に許可した工事計画の進捗率が過半であれば新たな許可申請の受付も可能であるとの回答がありました。今回の案件としまして先日の平成23年度に許可を受けた土地は過半で進捗率が進んでおりましたので、今回

のハム加工工場の5条許可申請についての審査をこれを踏まえてお願いします。

【会 長】

1番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【松永孝志委員】

12番の松永です。今月6日に会長、事務局、青木推進委員と現地調査をしました。申請地は国道325号線沿いの「道の駅旭志」から大津方面へ約1kほど行った国道沿いの東側の農地になります。借受け人は先程事務局から説明がありました自社で飼育した豚をハム、ソーセージとして加工、販売している会社でございます。2年前の地震により深川にある本社工場は大被害を受けたため今回申請地に新しくハム加工工場を建設されるということです。給排水計画は、給水は地下水を利用し、生活雑排水、汚水は大型合併浄化槽にて処理し、国道の側溝に排水する計画です。雨水は敷地内に地下浸透枡を設置し地下浸透で処理します。隣接農地への影響につきましては、日照、通風などの影響は無いものと思われ、承諾書も添付されていることから転用はやむを得ないと考えられます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします

【会 長】

農地法第5条の許可申請につきまして事務局、各担当委員さんからの説明を終わりましたがこの件につきまして何かお尋ね、ご意見等ございましたらお受けします。

はい。どうぞ。

【高山悦子委員】

11番の高山です。すみません。聞き漏らしたのでお尋ねなんですけど、以前許受けられた転用目的の中身は何だったんですか。90%進捗されているって報告された中身をお願いします。

【事務局】

中身としましては、転用目的が豚舎及び駐車場となっております。

【高山悦子委員】

はい。分かりました。

【会 長】

宜しいですか

他にはございませんか

～意見無し～

意見もないようですので、承認し許可相当の意見を付して県知事に進達することに、ご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、許可相当の意見を付して県知事に進達することに決定いたします。

(9) 議案第9号 農用地利用集積計画（案）について

【会 長】

次に議案第9号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案第9号 農用地利用集積計画（案）についてです。

45頁をお願いします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画案につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議の上、委員会のご意見を決定頂くものです。詳細につきましては、担当より、総括表の説明の後、順次、ご説明しますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

【事務局】

農地中間管理機構の特例事業の農地売買事業の分なんですけど追加議案を見て頂くとお分かりになると思いますけど。追加議案のすみませんページがないんですけど、2枚めくって頂いて3枚目、4月に出し手の方から農業公社が買い受けた農地を今度は、6番の今回の案件で公社から受け手へ売り渡す分ということになります。この分が議案書で言いますと18頁に5件載ってますがその後にきまして6番という形になりますので、追加修正ということでした。申し訳ありませんでした。追加議案の2頁をご覧ください。1枚めくって頂いてですね。農用地利用集積計画総括表（案）です。今月の利用権設定は賃貸借権が23件、使用貸借権が1件、農地中間管理事業が8件、所有権移転が6件となっております

それでは、所有権移転各筆明細の説明にまいります。議案書48ページをご覧ください1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、については議案書記載のとおりです。この1番の案件は下河原の畑1,554㎡を所有権移転して農業用施設である牛の運動場に転用する案件です。位置図の資料につきましてはスクリーンをご覧ください。すみません。備考欄のところに売買の金額が漏れていましたので1筆で200万円ということになります。すみませんでした。

【会長】

1番について、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田孝子委員】

2番の永田でございます。今回の案件の申請地は、主要地方道の菊池・赤水線方向へ進みまして旧コッコファームがございます、その横に十字路がございます。その十字路を右折県道旭志・鹿本線を約200mくらい進んだ所に位置します。現地調査を7月6日に丸山会長、事務局、申請人さん、今村推進委員さんそれと次回からの担当の農業委員さんの高木さんと私とで行いました。申請理由としましては、申請人さんは子牛から成牛まで一貫した肥育牛の生産を行っておられ、飼養牛に毎日運動させることを目的としていることから、牛の移動などの飼養管理上、また作業効率のうえからも、既存牛舎地に隣接した土地を探しておられました。今回丁度申請地が運動させることが可能な広さを備えており今回、譲渡し人さんに強く要望されました。譲渡し人さんは高齢でございましてまた、後継者も居られませんのでお互い話し合い取得できる機会を得られました。運動場は電気牧柵を設置されます。給水は不要で汚水、生活雑排水は発生しません。雨水は自然浸透でございます。また、計画区域内に雨水浸透枡を設置し地下浸透をさせるそうでございます。オーバーフロー分は北側の既存の水路へ放流されます。排水の同意

もっております。また、造成工事は行いません。周辺農地に迷惑がかからないよう十分配慮されます。また、通風、耕作等への影響も少ないと思われませんが、周辺農地への配慮は恒久的に視野に入れ対応されます。隣接者の同意も取っております。この様なことから転用は致し方ないのではと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

【会 長】

次に2番をお願いいたします。

【事務局】

2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

2番について、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【歌丸研一委員】

3番の歌丸です。譲受け人さんはずっと小作をされておりました。所有権移転をされる方は高齢で後継者もおられず、やむを得ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

【会 長】

次に3番をお願いいたします。

【事務局】

3番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

3番について、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【荒木孝子委員】

15番の荒木です。申請地はJ A菊池の七城中央支所から西のほうへ500m位の所にあります。所有権の移転を受けられる方は高齢でもありますし、ご主人が病気をされている為に所有権を受ける方に小作をお願いしておりました。移転を受ける方はタバコの耕作者で水田なども手広く耕作されております。何も問題ないと思います。よろしく申し上げます。

【会 長】

4番について担当委員さんの説明をお願いいたします。

【事務局】

4番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【松永孝志委員】

12番の松永です。所有権を移転する方は高齢者で後継者もおらず、農地の管理も出来ないという事で移転を受ける者方とは親戚関係にあり、移転される方の要望であり話がまとまったようです。移転をされる方は酪農をされており問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

【会 長】

次に5番をお願いします。

【事務局】

5番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

5番について、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【工藤真理子委員】

4番の工藤です。所有権の移転をする方は後継者がおらず規模縮小を考えておられました。所有権の移転を受ける方はすぐ近くの方で繁殖牛を中心とし大規模な畜産農家なので何ら問題ないと思います。

【会 長】

次に6番をお願いいたします。

【事務局】

追加議案の先ほどの3枚目をご覧ください。6番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。この案件は先程申し上げたとおり農業公社を通しての売買になります。

【会 長】

6番について担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田孝子委員】

2番の永田でございます。所有権の移転を受ける方は専業農家で認定農業者でもあります。水稲、ごぼうなどを耕作されております。何ら問題ないと思います。ご審議宜しく申し上げます。

【会 長】

今回の計画は只今、説明がございました所有権移転6件、賃貸借権23件、使用貸借権1件、農地中間管理事業8件でございます。しばらく時間をとりますのでご確認下さい。

【会 長】

議案の確認をしていただいたと思います。この件に関しまして何かご意見、お尋ねがありましたらお受けいたします。

【会 長】

意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、原案のとおり承認することに決定します。

(10) 議案第10号 あっせん申出について

【会 長】

次に、議案第10号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局長】

60頁をお願いします。議案第10号 あっせん申出についてです。

農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせんの申し出」が別紙のとおりありましたので、ご審議のうえ、その可否を決定し次のとおりあっせん委員を指名するものです。

今回の案件は、売渡し1件です。

61頁をご覧ください。1件目の売渡し申出者の住所・氏名、希望農地の所在地、希望金額等につきましては、記載のとおりです。約1反です。売渡者が相場が分からないのでお任せしますとのことでした。

あっせん委員につきましては希望農地の所在地等から、永田正一郎委員と田中農地利用最適化推進委員をお願いしたいと考えております。ご審議方よろしくをお願いします。

【会 長】

あっせん申出について、事務局からの説明がございましたがこの件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

～意見無し～

意見もないようですので、承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは「あっせん申出」につきましては承認し、あっせん委員には只今事務局から提案がありましたように、議席番号7番の永田委員と推進委員の田中委員をそれぞれ指名することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

只今ご承認をいただきましたとおり、あっせん委員として指名することに決定いたします。

(10) 議案第11号 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に係る基本計画の変更に伴う農業委員会からの意見について

【会 長】

次に議案第11号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局】

議案第11号 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に係る基本計画の変更に伴う農業委員会からの意見についてでございます。

62 頁をお願いします。農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項の規定に基づき、別紙事業計画書について、菊池市市長からの農地転用の見込みについて意見を求められたので審議のうえ委員会の意見を決定するものであります。この議案につきましては先月、先々月と審議して頂いた案件で保留になっていたのもので再度ご審議頂くものです。事業計画等については、先月説明していますので省略させて頂きたいと思います。先月、高山委員から公益性の高い事業とはどんなものですかとご質問があったと思います。字がちっちゃい資料の方で農地法の運用についての制定という両面刷りの一枚、この農地法の制定についてのところでですね、一応許可の基準第1種農地の転用は原則的に許可は出来ないという（イ）の許可の基準がございまして、但し転用行為が次のいずれかに該当する場合例外的に許可をすることができるということで、その中で（G）に申請に係る農地を公益性が高い認められる事業で次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する為に行われるものであることというところですね。（A、B、C）と列挙されていますけどAが土地収用法その他の法律によりということから、ここからA、B、Cとずっといきまして裏面のほうで※印になっていますが、これがLになります。Lで先程言いました公益的事業は例外的に認められるということで、ここに列挙してあります事業についてが公益的事業でありますということで、今回この中の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーのこの法に関する計画については例外的に許可できますよということで、今回の公益性の高い事業というのは農地法の運用についての中で示されている農林漁業の再生可能エネルギーの法の中で通用という中で指定をされているところです。ですので、一般的に公益的事業というのは他にもいっぱいあると思いますが、農地法の中の今回の案件はこの運用についてで規定がされているところです。前回現地の調査をして下さいということで現地調査をして頂いています。調査結果踏まえまして丸山会長からご説明頂きたいと思います。

【会 長】

先月の委員会の中でこの案件につきまして現地調査をという意見がございまして、6月15日の午後旧菊池の委員さん5名の中で私と両永田委員と資料の確認をしまして、添付書類等の地権者と同意あたりがとれているのかということで確認しました。全て承諾をされております。またそのような中でヘッドタンクと発電所に関しましては構造物が建ちますけど管を埋設される農地については、施工前、施工後につきましては全く変わらず農作物が作付けできるということをうたってありました。また、1種農地あたりを事務局あたりから言われますけど1種農地を自分の農地以外に危害を加えるような場所でもございませぬし、確認しましたところ事業計画についての意見としましてはやむを得ないということで認識しております。後、行かれました委員さんのほうで何か意見等ございましたら述べていただきたいと思います。私のほうで今申しましたようなことですが何かこの件につきましてご意見等ございましたらお受けいたします。

【事務局】

いま会長からご説明して頂きましたので、ご審議を最終的にお願いしてですね、意見の決定をお願いいたします。

【会 長】

議案の意見については今申しましたように何ら問題ないと思います。この案件を承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは本件をそのように決定致します。

(12) 報告案件について

【会 長】

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局長】

報告案件でございます。72 号をお願いします。今回は土地改良届けについてと合意解約について 2 件です。まず第 1 号「土地改良届け」ですけれども 73 号をお願いします。今回は 1 件です。

土地改良とは、「農地の保全もしくは利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為で、農地の所有者または耕作者が行なう農地の盛土、掘削の行為であって、具体的には農地の埋め立てをして田から畑に転換したり、上質の土に入れ替え土壌改良すること」を言います。この行為を行なう時には事前に農業委員会に届出して頂く必要があります。詳細については、議案書記載のとおりです。

第 2 号「合意解約」について

74 号から 76 号をお願いします。農地法第 18 条の規定による合意解約の通知があったものです。今回は全部で 6 件となっています。

地目ごとの面積は、田が 11 筆で 9,151 m²、畑 6 筆 6,914 m²です。尚、詳細については議案書記載のとおりです。

以上、報告案件の説明とさせていただきます

【会 長】

只今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

はい、どうぞ。

【右田正臣委員】

10 番の右田です。2 番のアドバンス、11 歳とありますが 11 歳ってどういう意味かなと思ひまして。

【坂田貞志委員】

8 番坂田です。自分はアドバンスの会員ですけども多分会社の年数だと思ひますが。

【事務局】

すみません。そこは法人が出来てから11年ということで修正させていただきます。

【会長】

他にはございませんか。

意見等もないようですので、以上のとおり「報告」とさせていただきます。

本日議案は全て終わりましたが、その他で何かご意見お尋ねやご意見等がありましたらお受けします。

【会長】

他にはございませんか。はい、どうぞ。

【荒木孝子委員】

15番荒木です。あの、ちょっとお尋ねですが。先日新聞に載っていたのを読んだのですが農業公社についてですね。なかなか農業公社をとおしての耕作推進があんまりうまく言っていないようなことが書いてありました。国からそういう推進をやっているんですけど、運営もあまり上手くいっていないんじゃないかなというふうにちょっと目にしたんですけど。農業公社を通したほうが良いですよと進めますよね。補助金なんかもまた段々下がるんじゃないかという心配があるんですけど。どうなんですか。

【事務局長】

今の件についてですけども、今荒木委員がおっしゃるとおり全国農業新聞にも公社の実績が停滞しているというような記事が掲載されておりました。現在国が見直しに着手しているところです。中間管理事業があまり普及しないのは、事務的に面倒なものですから農家の方が面倒なことからやはり敬遠されがちで、そういうところでやっぱり実際私も事務をやっていますけど、やはり色々な書類がありこれを出して下さい、これも出して下さいと。国の方も事務の簡略化等、次回に向けて見直しをやっているところと聞いております。国も担い手への農地利用集積8割を目指して農地中間管理事業を創設し、メリットとして貸し手については、経営転換協力金等の交付金も準備し推進しているところですが、交付金の額も下がっている状況です。現状として農地中間管理事業の推進については厳しいというところで考えております。ただし担い手への農地利用集積・集約については、農業委員会の役割であり、農業経営基盤強化促進法や農地利用集積円滑化事業等により推進する必要があります。農業委員会としては中間でも相対でも良いので。農業委員会に届けられていない賃貸借や、新たな賃貸借の掘り起しを各農業委員さん推進委員さんのほうで取り組んでいただきたいと思いますので宜しくお願いいたします。

【事務局（近藤農地アドバイザー）】

先程おっしゃった中間管理機構ですね。もう国会は通ったんですけど、11月に施行されるということが一つありまして情報を提供しておきたいと思います。農地の所有者がだいぶ前に亡くなり相続人が多数いる場合、どこ行ってるか分からない、なかなか同意を得られないということもありまして、それについて出来るだけそうした農地は中間管理機構に貸せるようにと国会で審議されました。誰か耕作している相続人の一人が代

表して中間管理機構に貸せるようにという形が国会で審議され、それでも出来るようになります。賃料が入った時は耕作している、代表でやっている人が賃借料を一応うけて法務局に供託と言う形で、他の相続人が出てくるまで預けておくものです。中間管理機構に限って補助金の関係も事業がスタートする時はやはり要件がゆるかったんです。当初は貸している人があって、解約して中間管理機構を通じて貸せば交付金が出るような形になっていたんですけど、それは実際の貸し借りの実態に変わりがないのです。現在はそうじゃなく、新たな集積が行われるものについて交付金が出るようになっていきます。そういうふう展開が変わって来ています。国の予算ですから、成績が上がっていきませんと財務省にに応じてもらえなく、そういう面で交付金が減ってきてます。

【会 長】

よろしいですか

【荒木孝子委員】

はい。

【会 長】

ほかにはございませんか。意見もないようなので皆さんご起立をお願いします。これを持ちまして第7回農業委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。ご着席ください。

平成 30 年 7 月 10 日

菊池市農業委員会会議規則第 18 条第 1 項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

Ⓔ

菊池市農業委員会 委員

Ⓔ

菊池市農業委員会 委員

Ⓔ